#### 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達を推進するために定める。

### 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

- 3 調達の対象となる障害者就労施設等
  - 調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。
  - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
    - ア 就労移行支援事業所
    - イ 就労継続支援事業所 (A型・B型)
    - ウ 生活介護事業所
    - エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
    - オ 地域活動支援センター
    - カー小規模作業所
  - (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
    - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」 に基づく子会社の事業所(特例子会社)
    - イ 重度障害者多数雇用事業所(※)
      - (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件(①~③の全てを満たすこと。)
        - ① 障害者の雇用者数が5人以上
        - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
        - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
  - (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
    - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
    - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体
- 4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1)物品

ア 食品類

# イ 農作物類

ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

ア 清掃

イ 封入作業

ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

### 5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2)各所属は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、市財務規則など関連規定に従い、随時契約方式を活用しながら、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。
- (3) 調整担当部署は、本方針及び市内の障害者就労施設等の情報を庁内に周知し、障害者就労施設等からの調達の推進を図る。

# 6 調達の目標

令和6年度の調達目標は、令和5年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

#### 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定または見直ししたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に市ホームページ等により公表する。

### 8 調整担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、健康福祉部福祉政策課が行う。

### 9 施行日

この方針は、令和6年4月1日から施行する。